

進行管理・行政評価の概要

1 亀岡市総合計画・後期基本計画の進行管理・行政評価とは？

平成 23 年 1 月に策定した「第 4 次亀岡市総合計画～夢ビジョン～」は、

- 市民と行政が目標を共有し、協働で取り組む「まちづくり計画」
- 行政政策において最も基本となるもの

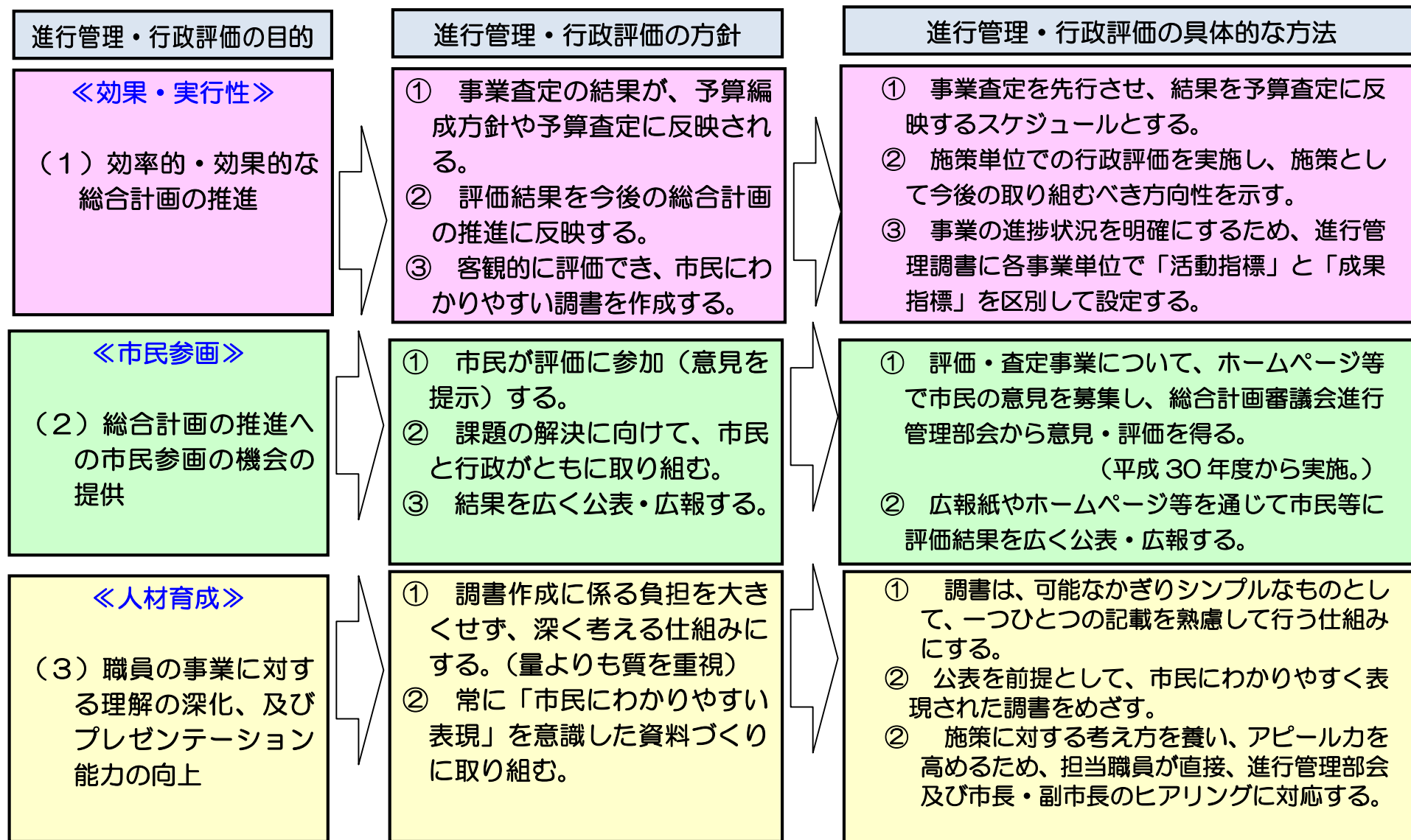
です。

「第 4 次亀岡市総合計画～夢ビジョン～」はその基本構想において、総合計画・基本計画の進行管理を実施し、基本計画に掲げた各施策・事業の進捗状況と成果を中心に把握・検証し、その結果の公表を通じて、市民と情報を共有しながら推進することと定められています。

平成 28 年度から取組を開始した後期基本計画の「進行管理」、「行政評価」については、前期基本計画の課題と成果を踏まえ、新たな仕組みに基づき実施します。

2 進行管理・行政評価の目的、方針、具体的な方法

後期基本計画の進行管理・行政評価は、前期基本計画における成果や課題を生かした新たな仕組みとして、次の3つの「目的」、「方針」、「具体的な方法」で実施します。また、この仕組みをより良いものにしていくため、適宜・適切に見直しを行います。

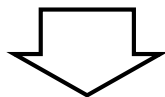


3 進行管理・行政評価の概要

今年度は、後期基本計画に係る施策、及び事業について、「(1) 進行管理」と「(2) 行政評価」を実施しました。

(1) 進行管理

総合計画の前期基本計画（5 年間の計画）に位置づけられている全事業（約 400 事業）を対象に、進行管理調書を作成します。



進行管理調書に記載の「活動指標」と「成果指標」で、
設定した目標に対する進捗度を確認します。

(2) 行政評価

後期基本計画に掲げられた各施策のうち、後期基本計画第 1 章第 2 節「男女共同参画」、第 2 章第 2 節「防災」について、次のとおり行政評価を実施しました。

- ① 亀岡市総合計画・進行管理部会ヒアリング
 - ・平成 29 年 9 月 4 日（月） 実施
 - ⇒ 施策に係る各事業について「重要性」、「手法の妥当性」及び施策の今後の方向性等について評価。
- ② 市長・副市長ヒアリング
 - ・平成 29 年 10 月 23 日（月）
 - ・平成 29 年 10 月 24 日（火） 実施
 - ⇒ 進行管理部会ヒアリング結果を踏まえ、今後進めていくべき施策の方向性について評価。

※施策の対象を毎年変えて選定し 5 年間実行することにより、後期基本計画の第 1 章～第 8 章まで行政評価を実施します。

4 進管理・行政評価の進め方

今年度の進管理・行政評価は、概ね次のようなフローで進めました。

①行政評価対象施策の選定

②主管課による進管理調書の作成

③事務局による施策評価調書の作成

④総合計画審議会・進管理部会によるヒアリング

⑤市長・副市長によるヒアリング

⑥行政評価結果について、総合計画審議会及び庁内に報告

⑦結果の公表

→事業査定の結果を記入した調書をホームページ等で掲載・公表します。

※平成 30 年度から、④の前に行政評価対象施策について市民意見を募集します。